

自然災害発生時、警報発表・避難情報発表時等に伴う学校の対処

袋井市教育委員会・周南たちばな学園

令和2年4月1日より実施

* 状況によっては、子供の安全を第一に考え、下記の内容とは異なる対処を行う場合があります。

1 台風、暴風、急速に発達する低気圧等の災害

ア 警報・注意報発表に伴う対処（※台風又は急速に発達する低気圧の影響がある場合）

	登校前	登校中	在校時	下校手段
その他の警報 注意報 防災情報	[原則] 開校		[原則] 活動継続	[原則] 通常通りの下校
暴風警報 または 特別警報 (大雨等)	午前6時30分【発表中】 自宅待機 午前10時【発表中】 休校 午前10時までに【解除】 登校		<u>学校待機</u> ※警報発令の前に 下校させることが あります。	【解除】 ・安全を確認した後、下校 ・状況によっては保護者に引き渡し、 職員の見守りによる下校 下校時刻以降も【発令中】 [原則] 学校待機 状況に応じて、保護者に引き渡し

【補足】

(1) 登校前の対処について

- ・自宅周辺が風水害の影響により、子供の安全が確保できないと判断された場合は登校させず、学校に連絡してください。

(2) 下校手段について

- ・自宅周辺が風水害の影響により、子供が安全に下校することができない場合や保護者が引き取りに行くことが困難な場合は、速やかに学校に連絡をしてください。

イ 暴風（竜巻）や事故等の影響による停電発生に伴う対処

	登校前	在校時	下校手段
学校が停電となった場合	午前6時30分の時点で [原則] 休校	[原則] 活動中止	・安全を確認した後、下校 ・状況によっては、保護者に引き渡し、職員の見守りによる下校

【補足】登校前の対処について

- ・停電時においても、学校生活における環境条件が整い、かつ子供の登下校時の安全が確保することができる場合は、開校（始業時刻を遅らせる又は通常通り）とする場合があります。その場合は学校から家庭に連絡します。

ウ 避難情報発表に伴う対処

	登校前	在校時	下校手段
避難準備 高齢者等避難開始	午前6時30分の時点で 休校	活動中止	・学校待機 ・安全を確認した後、下校 ・状況によっては、保護者に引き渡し、職員の見守りによる下校
避難勧告			
避難指示（緊急）			

2 地震による災害

ア 地震発生時に伴う対処

市内	登校前	登校中	在校時	下校手段
震度4以下を観測	原則 開校		原則 活動継続	原則 安全を確認した後、通常通りの下校
震度5弱以上を観測	原則 休校		原則 活動中止	原則 学校待機 ・保護者に引き渡し、職員の見守りによる下校

【補足】

(1) 登校前の対処について（登校前とは前日下校後からを指します。）

- ・自宅周辺が地震の影響により、子供の安全が確保できないと判断された場合は登校させず、学校に連絡してください。

(2) 下校手段について

- ・自宅周辺が地震の影響により、子供が安全に下校することができない場合や保護者が引き取りに行くことが困難な場合は、速やかに学校に連絡してください。

イ 南海トラフ地震に関連する情報発表に伴う対処

	登校前	登校中	在校時	下校手段
定例に関する情報		開校	活動継続	通常通りの下校
臨時に関する情報※1	原則 開校		原則 活動継続	原則 通常通りの下校
臨時に関する情報※2	原則 休校		原則 活動中止 下校準備	保護者に引き渡し、または留め置き

【補足】臨時に関する情報が発表された場合について

※1 調査を開始した場合、または調査を継続した場合。

※2 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合。

3 通学路における土砂災害・洪水に伴う対処

登校前	在校時	下校手段
自宅待機	原則 活動継続	原則 学校待機 安全を確認した後、下校 状況によっては、保護者に引き渡し、職員の見守りによる下校

※「周南たちばな学園」の地区には洪水や浸水、がけ崩れや土砂災害が起こりうる場所が多くあります。家族で通学路を確認して、登下校時の緊急避難場所を決めておきましょう。

登下校時に避難する場所	家に近い時	中間地点	学校に近い時

最寄りの緊急避難場所は袋井市のHPで調べましょう。 検索【袋井市 緊急避難場所】

3 補足（※地震への備えを再確認し、下記の点について御家庭で確認しておきましょう。）

前日・当日の対処	※自然災害や気象、避難に関連する情報の収集に努めましょう。				
【学 登下校時の対処	※家族で避難する場所を 点】決めておきましょう。	避難 する 場所	家に近いとき	中間点	学校に近いとき

○暴風警報又は特別警報が出される可能性が高い場合には、教育委員会の判断により、事前に、自宅待機（早めに下校）とする場合もある。この場合、教育委員会は、校長会連絡網により、速やかに各学校長に連絡するものとする。

なお、教育委員会は市校長会長と協議し、児童生徒の安全を第一に考え、発達段階に応じた適切な措置をとるように努めるものとする。

○教育委員会は、給食実施の有無について、おいしい給食課、市校長会長と協議し、台風接近が予想される日の前々日の午後5時までに判断を出すように努める。

上記の申し合わせ事項は、あくまでも非常時における対応策の原則を示したものであり、非常変災、その他の警報（大雨、大雪、洪水等）に関して、この基準によりがたい場合には、児童生徒等の安全を第一に考え、校長は、市教育委員会・学校給食センターと協議の上、適切な措置（自宅待機・臨時休校等）を講ずる。

（学校教育法施行規則第48条・55条、袋井市小中学校管理規則第6条の2）

※ 学校独自で同報無線を利用することはできない。

【放課後児童クラブについて】

- ・下校後、暴風警報又は特別警報が発表された場合や登校後、台風等の接近に伴い短縮日課となった場合、児童は放課後児童クラブに登所し、保護者への引き渡しが完了し次第、放課後児童クラ

ブを閉所する。

- 登所後、暴風警報又は特別警報が発表された場合は状況に応じて速やかな迎えを依頼、又は安全を確認した後保護者への引き渡しを行う。